

Disclosure2024

A|CHIKEN IRYO SHINYO KUMIA|

2024 年 3 月末の現況
愛知県医療信用組合

ごあいさつ

組合員の先生方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、「愛知県医療信用組合」をご利用ご支援賜りまして、誠にありがとうございます。

このたび、当組合の現況（令和6年3月期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

わが国の経済は、社会経済活動の正常化や高水準の賃上げ、企業の高い投資意欲等を反映し緩やかに回復していますが、コロナ禍を乗り越える中で積み重なった債務に加え、エネルギー・資源価格の高騰、さらには人手不足に伴うコストの増加など、今後の景気回復の懸念材料が山積している状況にあります。

歯科業界におきましては、少子高齢化問題や歯科医師の過剰問題など幾多の課題があり、一層の経営努力が求められています。

このように当組合を取巻く環境は、一段と厳しさを増していますが、当組合におきましては、安定的かつ計画的な業務運営により、昨年度に続き、本年度も本業で利益を計上することができました。

「医療信」は、愛知・岐阜・三重県歯科医師会の皆様にとってご利用しやすい信用組合として、組合員から「医療信が一番頼れる金融機関だ」と言われるように、その責務を実践してまいります。

引続き、「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」という役割ならびに「相互扶助」の理念と「利益は組合員に還元」という経営方針に則り、健全経営に努めてまいります。

今後とも、ご支援ご高配賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和6年7月

愛知県医療信用組合
理事長 梶村 豊彦

■事業方針

【基本方針】

歯科医師の相互扶助精神に基づいた協同組織による業域の信用組合として、金融業務を通して組合員の経済的安定化を図り、歯科業界の発展に貢献する事を基本理念としております。

【経営方針】

- (1) 組合員から信用・信頼・安心を得る信用組合を目指し「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」としての役割を果たします。
- (2) 歯科医師のための金融機関として堅実経営に徹し、安定した歯科医院経営のお役に立てるよう業域組合として信頼性の向上を図ります。
- (3) 当組合は、企業倫理を確立し、法令やルールを厳正に遵守するとともに誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努め、常に組合員の方々、地域社会に開かれた経営を目指します。
- (4) 当組合は、経営の自己責任原則のもと、リスク管理の強化、自己資本の充実、経営の透明性等経営の健全性の確保に努めます。

《当組合の経営姿勢と考え方》

昭和 37 年「愛知県医療信用組合」は愛知県歯科医師会会員の相互扶助と共存共栄を図る一助として、時の会長益川勘平先生が中心となり設立されました。

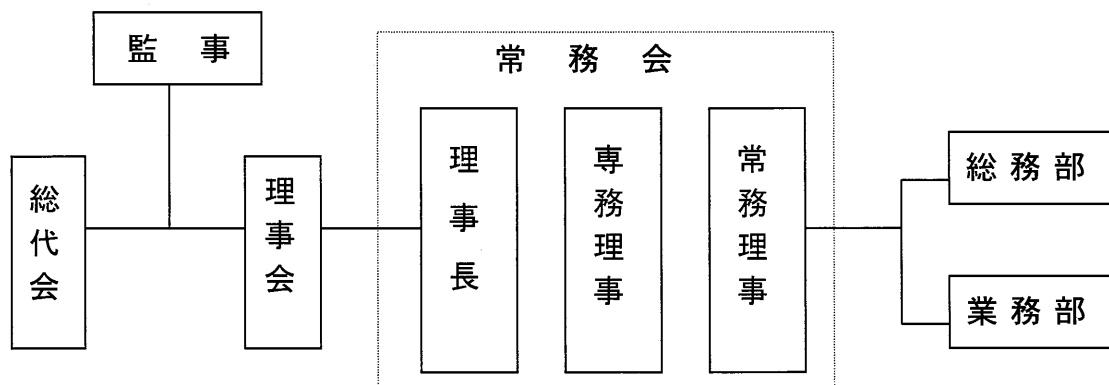
「歯科医師は毎日現金が入ることから貯蓄心がなく、経済意識に乏しい。」ということから、組合員が診療報酬から毎月積立預金を行い、又、資金が必要な時は融資が受けられるということに当組合の設立趣旨はあります。

平成 27 年 6 月には、岐阜県、三重県にも営業エリアを拡大し、岐阜県、三重県の先生方にもご利用いただけるようになっております。

金融業界においては金融の自由化が着々と進み、自己責任原則のもと、リスク管理強化、自己資本の充実、経営の透明性等、経営の健全性の確保が一層強く求められています。また 歯科業界においても、少子・高齢化問題、歯科医師の過剰問題等があり、一層の経営努力が求められているものと思われます。

こうした環境の中、皆様に利用しやすく、又、お役に立てる金融機関として日々努めてまいります。金融業務は多様化しておりますが、今後も安心して頼れる信用組合を目指し、体力強化に取り組んでまいりますので、なお一層のご指導ご愛顧をお願い申し上げます。

■事業の組織



愛知県医療信用組合 組合員の皆様へ

■役員一覧 (令和6年6月末現在)

非常勤	理事長	梶村 豊彦
非常勤	専務理事	五藤 義彦
常勤	常務理事	竹村 光喜
非常勤	理事	長屋 良隆
非常勤	理事	大竹 豊彦
非常勤	理事	根来 武史
非常勤	理事	糸山 暁
非常勤	監事	鈴木 祥夫
非常勤	監事	中田 論理

■組合員の推移

(単位:人)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
個 人	2, 9 9 2	2, 9 9 9
法 人	8 0	8 0
合 計	3, 0 7 2	3, 0 7 9

■店舗(自動機器設置状況)

- ・名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
- 愛知県歯科医師会館6階
- 現金自動預払機1台(愛知県歯科医師会館内)

■営業地区と対象者 (令和6年6月末現在)

- ・愛知県、岐阜県及び三重県一円
- ・愛知県、岐阜県及び三重県において歯科医療に従事する者又はその関係者(居住者を含む)及び、その者が組織する法人及びその役職員

■当組合のあゆみ(沿革)

年 月	内 容
昭和 37 年 9 月 18 日	信用組合設立総会開催 発起人総代 益川勘平氏
昭和 37 年 9 月 27 日	「愛知県医療信用組合」設立認可
昭和 37 年 10 月 1 日	営業開始 初代組合長益川勘平氏 (名古屋市中区関鍛冶屋町1-3)
昭和 41 年 3 月 30 日	営業場所移転 名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
昭和 43 年 8 月 31 日	中野時哉氏 理事長に就任
昭和 53 年 5 月 13 日	芦刈三郎氏 理事長に就任
昭和 57 年 3 月 10 日	内国為替取引に関する事業認可
昭和 58 年 3 月 14 日	山中弘三郎氏 理事長に就任
昭和 58 年 5 月 19 日	吉兼 守氏 理事長に就任
昭和 63 年 7 月 18 日	全信組センター及び共同オンラインシステムに移行
平成 2 年 5 月 10 日	宮下和人氏 理事長に就任
平成 2 年 7 月 31 日	現金自動支払機(CD)業務開始
平成 12 年 4 月 1 日	監督官庁東海財務局に移行
平成 12 年 8 月 16 日	現金自動預払機(ATM)業務開始
平成 15 年 6 月 21 日	神谷龍司氏 理事長に就任
平成 16 年 5 月 17 日	垂貯ATM利用開始
平成 18 年 6 月 22 日	池 清輔氏 理事長に就任
平成 21 年 6 月 25 日	吉田勝弘氏 理事長に就任
平成 23 年 2 月 21 日	セブン銀行ATM利用開始
平成 23 年 3 月 22 日	会館建替えに伴い、一時移転(名古屋市中区丸の内二丁目4番7号)
平成 24 年 9 月 10 日	愛知県歯科医師会館6階に移転(名古屋市中区丸の内三丁目5番18号)
平成 27 年 6 月 25 日	営業地区を愛知県、岐阜県及び三重県一円に拡大
令和 3 年 6 月 10 日	鈴木康次氏 理事長に就任
令和 5 年 5 月 7 日	SKC第7次オンラインシステムに移行
令和 5 年 6 月 8 日	梶村豊彦氏 理事長に就任

■令和5年度 経営環境・事業概況

【経営環境】

令和5年度のわが国経済は、社会経済活動の正常化や高水準の賃上げ、企業の高い投資意欲等を反映し緩やかに回復していますが、コロナ禍を乗り越える中で積み重なった債務に加え、エネルギー・資源価格の高騰、さらには人手不足に伴うコストの増加など、今後の景気回復の懸念材料が山積している状況にあります。

このような環境のもと、当組合は安定的かつ計画的な業務運営により本年度も本業黒字決算を達成しましたが、内外の経済状況や日本銀行の金融政策修正等の金融市場を巡る不確実性は極めて高く、当組合を取り巻く環境は引き続き厳しいものがあります。

【当組合の業績】

貸出金は、取組件数は前年度比微増ですが、大口案件が少なく、前年度末比59百万円の減少となりました。預金は、関連団体の法人預金は増加しているものの、個人預金は、廃業等による大口の流出等により減少しており、前年度末比74百万円の増加に止まりました。また有価証券運用においては、市場金利の上昇等により、その他有価証券評価損が前年度末比13百万円増加し、61百万円となりましたが、減損は発生しませんでした。

当期純利益は計画を上回り16百万円、コア業務純益も22百万円の黒字となりました。

また、当年度末の自己資本比率は前年度から0.87%増加し13.56%となり、基準比率の4.0%以上を引き続きクリアしております。

【償却及び引当の方針】

企業会計基準、当組合の規定に則って償却及び引当を行う方針です。

【事業の展望及び信用組合が対処すべき課題】

歯科業界では、少子高齢化問題や歯科医師の過剰問題など幾多の課題があり、引続き厳しい経営環境が続いています。

「医療信」は歯科医師のための信用組合であるという社会的使命のもと、創業の理念を踏まえ、預金・貸出業務に軸足を置いた経営を貫き、「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」としての役割を果たしてまいります。

また愛知県のみならず、岐阜県および三重県、両地域の先生方にも、ご愛顧頂けるよう努めてまいります。

引続き、＜安全・安心＞のできる経営に努め、経営の健全性・透明性に徹し、経営管理（ガバナンス）の強化、コンプライアンスを遵守し、リスク管理態勢の確立を図るなど、歯科業界に貢献できる信用組合を目指してまいります。

経理・経営内容

■貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	23,680	19,156	預金積金	11,270,674	11,345,201
預け金	3,710,441	4,095,363	普通預金	4,196,716	4,331,511
有価証券	6,826,420	6,512,113	定期預金	7,073,696	7,013,457
国債	-	-	その他の預金	261	232
地方債	641,590	631,550	借入金	50,000	-
社債	5,103,925	5,196,660	当座借越	50,000	-
株式	21,725	21,725	その他負債	14,612	20,114
その他の証券	1,059,179	662,178	未決済為替借	3,495	8,168
貸出金	1,480,909	1,421,410	未払費用	3,960	4,088
証書貸付	1,480,773	1,420,324	未払法人税等	3,800	4,280
当座貸越	135	1,086	前受収益	1,427	1,391
その他資産	46,702	71,841	払戻未済金	1,311	920
未決済為替貸	115	80	その他の負債	617	1,266
全信組連出資金	29,100	29,100	賞与引当金	1,308	1,448
前払費用	-	-	退職給付引当金	18,092	20,508
未収収益	16,887	17,090	役員退職慰労引当金	6,112	5,866
その他の資産	599	25,571	繰延税金負債	-	-
有形固定資産	7,557	7,205	負債の部合計	11,360,800	11,393,139
建物	4,914	4,789	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	2,643	2,415	出資金	39,138	38,818
無形固定資産	247	247	普通出資金	39,138	38,818
ソフトウェア	-	-	利益剰余金	737,902	751,261
その他の無形固定資産	247	247	利益準備金	44,110	44,110
繰延税金資産	556	641	その他利益剰余金	693,792	707,151
貸倒引当金	△6,332	△5,945	特別積立金	650,000	650,000
(うち個別貸倒引当金)	△1,805	△1,685	当期末処分剰余金	43,792	57,151
			組合員勘定合計	777,040	790,079
			その他有価証券評価差額金	△47,657	△61,183
			評価・換算差額等合計	△47,657	△61,183
			純資産の部合計	729,383	728,895
資産の部合計	12,090,183	12,122,035	負債及び純資産の部合計	12,090,183	12,122,035

経理・経営内容

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 50年 動産 4年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等修正が必要な場合は修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
（1）制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額	216,116百万円
差引額	2,962百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和4年4月分 至令和5年3月分） 0.031%
（3）補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円（及び別途積立金14,056百万円）である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、掛金1百万円を費用処理している。
なお、（掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 9百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 25百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。
なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものであります。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円
危険債権額	-百万円
三月以上延滞債権額	-百万円
貸出条件緩和債権額	-百万円
合計額	1百万円

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破綻手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 担保に提供している資産は、内国為替取引のために預け金100百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は18,777円26銭です。

経理・経営内容

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券、貸出金等があり、信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、融資規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
有価証券については、発行体の信用リスクに関して、信用情報や時価の把握を定期的に行い、常務会・理事会に報告・協議しています。

②市場リスクの管理

金利変動リスク(1%上方パラレルシフト)、為替リスク(10%円高)、価格変動リスク(VaR等)について、市場リスク管理規定に基づいてリスク量を計測、管理し、その状況を常務会・理事会に報告・協議しています。

尚、金融資産・負債の経済価値は、令和6年3月31日において、円金利の1%の上方パラレルシフトにより、272百万円減少するものと把握しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、流動性リスク管理規定に基づき、運用・調達について総合的に資金管理を行い、その状況を理事会に報告・協議しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。
当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金、預け金、預金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	4,095	4,097	1
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	900	897	△2
その他有価証券	5,612	5,612	-
(3) 貸出金 (*1)	1,421		
貸倒引当金 (*2)	△5		
貸出金計	1,415	1,418	3
金融資産計	12,022	12,025	2
(1) 預金積金 (*1)	11,344	11,343	△1
金融負債計	11,344	11,343	△1

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引価格によっております。非上場株式の一部は証券会社の店頭扱いによる売買の直近の約定価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外で、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

①以外で、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

経理・経営内容

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 組合出資金	0 百万円 29
合 計	29

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

[時価が貸借対照表計上額を超えるもの]

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	—	—	—
そ の 他	100	106	6
小 計	100	106	6

[時価が貸借対照表計上額を超えないもの]

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	700	692	△7
そ の 他	100	98	△2
小 計	800	790	△9
合 計	900	897	△2

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の保有はありません。

(4) その他の有価証券

[貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの]

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	21 百万円	19 百万円	2 百万円
債 券	2,352	2,299	52
地 方 債	631	599	31
社 債	1,720	1,699	20
そ の 他	221	193	28
小 計	2,595	2,512	83

[貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの]

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	2,775	2,900	△124
地 方 債	—	—	—
社 債	2,775	2,900	△124
そ の 他	240	260	△19
小 計	3,016	3,160	△144
合 計	5,612	5,673	△61

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は50%以上下落であります。

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

経理・経営内容

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内	1 0 年超
債 券	400 百万円	1, 215 百万円	2, 006 百万円	2, 105 百万円
地 方 債	—	310	217	103
社 債	400	905	1, 789	2, 001
そ の 他	—	293	211	—
合 計	400	1, 509	2, 218	2, 105

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度額超過額	4 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	0
税務上の繰越欠損金	—
その他	2
繰延税金資産小計	6
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6
評価性引当額小計	△6
繰延税金資産合計	0

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	0 百万円

経理・経営内容

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	109,252	111,793
資金運用収益	106,352	108,948
貸出金利息	24,679	26,872
預け金利息	3,870	3,831
有価証券利息配当金	76,638	77,080
その他の受入利息	1,164	1,164
役務取引等収益	2,235	2,206
受入為替手数料	2,034	1,987
その他の役務収益	201	219
その他業務収益	3	3
国債等債券売却益	-	1
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	3	2
その他経常収益	661	634
貸倒引当金戻入益	415	386
償却債権取立益	133	20
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	112	227
経常費用	91,939	90,158
資金調達費用	8,027	8,266
預金利息	8,091	8,266
借入金利息	△64	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	5,259	5,520
支払為替手数料	1,148	1,100
その他の役務費用	4,110	4,420
その他業務費用	25	21
国債等債券売却損	25	20
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	-	0
経費	78,604	76,289
人件費	48,124	49,421
物件費	30,369	26,752
税金	110	115
その他経常費用	23	61
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
その他の経常費用	23	61
経常利益	17,312	21,634
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	-	-
固定資産処分損	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	17,312	21,634
法人税・住民税及び事業税	5,111	5,634
法人税等調整額	△152	△85
法人税等合計	4,959	5,549
当期純利益	12,353	16,085
繰越金(当期首残高)	31,438	41,065
当期末処分剰余金	43,792	57,151

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 407円57銭

経理・経営内容

■剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	43,792	57,151
積立金取崩額	-	-
剰余金処分額	2,726	2,699
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年7%) 2,726	(年7%) 2,699
特別積立金	-	-
次期繰越金	41,065	54,451

■業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	98,325	100,682
資金運用収益	106,352	108,948
資金調達費用	8,027	8,266
役務取引等収支	△3,023	△3,314
役務取引等収益	2,235	2,206
役務取引等費用	5,259	5,520
その他の業務収支	△22	△17
その他業務収益	3	3
その他業務費用	25	21
業務粗利益	95,279	97,350
業務粗利益率	0.78%	0.81%
業務純益	18,176	22,272
実質業務純益	18,176	22,272
コア業務純益	18,202	22,291
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	18,202	22,291

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平残×100

2. 業務純益＝業務収益－業務費用

3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

■受取利息および支払利息の増減 (単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	5,375	2,596
支払利息の増減	334	239

■役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	2,235	2,206
受入為替手数料	2,034	1,987
その他の 受入手数料	201	219
役務取引等費用	5,259	5,520
支払為替手数料	1,148	1,100
その他の 支払手数料	4,110	4,420

■経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人件費	48,124	49,421
報酬給料手当	38,837	39,493
退職給付費用	2,673	3,599
その他	6,613	6,328
物件費	30,369	26,752
事務費	19,053	15,191
固定資産費	6,210	6,246
事業費	1,999	2,646
人事厚生費	120	177
減価償却費	1,472	889
その他	1,512	1,601
税 金	110	115
経 費 合 計	78,604	76,289

■主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	111,346	104,240	105,386	109,252	111,793
経 常 利 益	5,967	8,775	10,620	17,312	21,634
当 期 純 利 益	4,686	6,901	8,472	12,353	16,085
預金積金残高	9,735,126	10,350,214	10,716,985	11,270,674	11,345,201
貸 出 金 残 高	1,263,232	1,333,261	1,385,521	1,480,909	1,421,410
有価証券残高	6,267,853	6,593,779	6,619,550	6,826,420	6,512,113
総 資 産 額	11,034,801	11,782,909	12,014,148	12,090,183	12,122,035
純 資 産 額	881,396	908,475	881,853	729,383	728,895
自己資本比率(単体)	14.62%	13.74%	13.75%	12.69%	13.56%
出 資 総 額	40,576	40,466	40,049	39,138	38,818
出 資 総 口 数	40,576口	40,466口	40,049口	39,138口	38,818口
出 資 配 当 金	2,811	2,816	2,798	2,726	2,699
職 員 数	4人	4人	4人	4人	4人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

年 度	令和4年度			令和5年度		
項 目	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	12,161,954	106,352	0.87%	12,020,500	108,948	0.90%
うち貸出金	1,428,735	24,679	1.72%	1,442,343	26,872	1.86%
うち預け金	3,707,191	3,870	0.10%	3,720,715	3,831	0.10%
うち有価証券	6,996,928	76,638	1.09%	6,828,341	77,080	1.12%
資金調達勘定	11,483,503	8,027	0.07%	11,344,048	8,266	0.07%
うち預金積金	11,295,558	8,091	0.07%	11,323,146	8,266	0.07%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度79,918千円、令和5年度76,218千円)を控除して表示しております。

■総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.14	0.17
総資産当期純利益率	0.10	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益÷総資産平均残高×100

■総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回 ①	0.87	0.90
資金調達原価率②	0.74	0.73
資金利鞘 ①-②	0.13	0.17

■自己資本の充実状況

○自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	774	787
うち、出資金及び資本剰余金の額	39	38
うち、利益剰余金の額	737	751
うち、外部流出予定額(△)	2	2
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	4
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	4
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	778	791
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ) (ハ)	778	791
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,951	5,646
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	182	186
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	6,133	5,832
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	12.69%	13.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

○自己資本調達手段の概要

令和5年度末の自己資本額のうち当組合が積立てているもの以外は組合員の皆さまからお預かりしている出資金にて調達しています。

○自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、国内基準行の所要最低自己資本比率である4%を大きく上回る自己資本比率を確保しています。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

■有価証券、金銭の信託等の評価

○売買目的有価証券

該当事項ありません。

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	200	206	6	100	106	6
	小計	200	206	6	100	106	6
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	100	99	△0	700	692	△7
	その他	200	196	△3	100	98	△2
	小計	300	295	△4	800	790	△9
合 計		500	501	1	900	897	△2

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券です。

○子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません。

○その他の有価証券

(単位: 百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	19	2	21	19	2
	債券	2,769	2,700	68	2,352	2,299	52
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	641	599	41	631	599	31
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,127	2,100	27	1,720	1,699	20
	その他	204	172	31	221	193	28
	小 計	2,994	2,891	102	2,595	2,512	83
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	2,876	3,000	△124	2,775	2,900	△124
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,876	3,000	△124	2,775	2,900	△124
	その他	455	481	△26	240	260	△19
	小 計	3,331	3,482	△150	3,016	3,160	△144
合 計		6,326	6,373	△47	5,612	5,673	△61

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

○市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位: 千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	100	100
組合出資金	29,100	29,100

○オフバランス取引の状況

保有する外国証券の一部にヘッジ手段として先物外国為替取引が組み込まれておりますが、その評価損益等は「その他の有価証券」に含まれております。

○運用目的の金銭の信託

該当事項ありません。

○満期保有目的の金銭の信託

該当事項ありません。

○その他の金銭の信託

該当事項ありません。

■その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国債等債券売却益	-	1
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	3	2
合 計	3	3

■預貸率および預証率

(単位:%)

項 目		令和4年度	令和5年度
預貸率	期 末	13.13%	12.52%
	期中平均	12.64%	12.73%
預証率	期 末	60.56%	57.40%
	期中平均	61.94%	60.30%

■1店舗当りの

預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
預 金 残 高	11,270	11,345
貸 出 金 残 高	1,480	1,421

■職員1人当りの

預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
預 金 残 高	2,817	2,836
貸 出 金 残 高	370	355

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流動性預金	4,280	37.9%	4,333	38.3%
定期性預金	7,014	62.1%	6,989	61.7%
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	11,295	100.0%	11,323	100.0%

■預金者別預金残高

(単位:百万円)

種 目	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	7,224	64.1%	7,050	62.1%
法 人	4,046	35.9%	4,294	37.9%
合 計	11,270	100.0%	11,345	100.0%

■定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利定期預金	6,586	6,484
その他の定期預金	487	528
合 計	7,073	7,013

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	-	-	-	-
証書貸付	1,428	99.9%	1,442	99.9%
当座貸越	0	0.1%	0	0.1%
合 計	1,428	100.0%	1,442	100.0%

■有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	-	-%	-	-%
地 方 債	600	8.6%	600	8.8%
社 債	5,323	76.1%	5,323	77.9%
株 式	19	0.3%	19	0.3%
その他の証券	1,053	15.0%	885	13.0%
合 計	6,996	100.0%	6,828	100.0%

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定めな いもの
国 債	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
地 方 債	令和4年度	-	315	221	105	-
	令和5年度	-	310	217	103	-
社 債	令和4年度	903	1,312	799	1,989	99
	令和5年度	400	905	1,789	2,001	100
株 式	令和4年度	-	-	-	-	21
	令和5年度	-	-	-	-	21
その他 の証券	令和4年度	299	99	389	112	156
	令和5年度	-	293	211	-	156
合 計	令和4年度	1,203	1,727	1,410	2,207	277
	令和5年度	400	1,509	2,218	2,105	278

■担保種類別貸出金残高 (単位:百万円)

区 分		金 額	構成比
預金積金	令和4年度	0	0.0%
	令和5年度	1	0.1%
有価証券	令和4年度	-	-
	令和5年度	-	-
動 産	令和4年度	-	-
	令和5年度	-	-
不 動 産	令和4年度	478	32.3%
	令和5年度	434	30.5%
小 計	令和4年度	478	32.3%
	令和5年度	435	30.6%
保 証	令和4年度	940	63.5%
	令和5年度	952	67.0%
信 用	令和4年度	61	4.2%
	令和5年度	33	2.4%
合 計	令和4年度	1,480	100.0%
	令和5年度	1,421	100.0%

■貸出金金利区分別残高 (単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
固定金利貸出	19	18
変動金利貸出	1,461	1,402
合 計	1,480	1,421

■貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目		期末残	増減額
令和4年度	一般貸倒引当金	4	△0
	個別貸倒引当金	1	△0
	合 計	6	△0
令和5年度	一般貸倒引当金	4	△0
	個別貸倒引当金	1	△0
	合 計	5	△0

■貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	-	-

■貸出金業種別および用途別残高・構成比

(単位:百万円)

業種別	令和4年度				令和5年度			
	設 備	運 転	合 計	構成比	設 備	運 転	合 計	構成比
医 療 ・ 福 祉	616	129	746	50.4%	602	92	695	48.9%
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-%	-	-	-	-%
小 計	616	129	746	50.4%	602	92	695	48.9%
個人(住宅・消費・納税資金等)	168	566	734	49.6%	150	575	726	51.1%
合 計	785	695	1,480	100.0%	753	668	1,421	100.0%
構 成 比	53.0%	47.0%	-	100.0%	53.0%	47.0%	-	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

開示債権

■ 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位: 百万円)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / (A)	引当率 (%) (C) / (A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和4年度	1	-	1	100.00	100.00
	令和5年度	1	-	1	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
要管理債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-
		令和5年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和4年度	-	-	-	-
		令和5年度	-	-	-	-
小 計	令和4年度	1	-	1	100.00	100.00
	令和5年度	1	-	1	100.00	100.00
正常債権	令和4年度	1,479				
	令和5年度	1,419				
合 計	令和4年度	1,480				
	令和5年度	1,421				

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

■ 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

歯科医療に携わる歯科医の先生方は主にその地域に密着し、地域住民の歯科医療、健康管理の分野を担い、地域社会に貢献しています。業域信用組合である当組合は、組合員の先生方に融資・預金等の金融サービスを広く提供することにより、地域社会に貢献してまいります。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

(1) 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は歯科医師会会員の相互扶助と共存共栄を図る目的で設立された業域組合であり、決算内容や外形的な事実だけでなく、事業の状況を勘案しつつ、歯科医師のライフステージに合った条件設定、融資判断を行うよう努めてまいります。

(2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お客様からの相談窓口を業務部長とし、資金繰り改善および経営改善に向けた取組に対する支援に努めてまいります。また、他の金融機関から借入を行っているお客様から、貸付条件の変更等について、お申込みご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意を頂いた上で守秘業務に留意しつつ、該当する他の金融機関と相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

(3) 中小企業の経営支援に関する取組状況

お客様の状況に応じた貸付条件の変更等については、事業の状況を勘案しつつ、可能な限り速やかに実施するよう努めておりますが、歯科医院の経営については、その特殊性から、当組合では具体的なコンサルティング等の実績はなく、以下の点について、具体的事例等はございません。

①創業・新規事業開拓の支援

該当事項ございません。

②成長段階における支援

該当事項ございません。

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

該当事項ございません。

(4) 地域の活性化に関する取組状況

該当事項ございません。

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に、真摯に対応するため、『「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針』を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

令和5年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は4件(前年度1件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は15.3%(同3.8%)、「保証契約を解除した件数」は0件(同0件)、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」0件(同0件)となっております。

■マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するためのリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

■法令遵守の体制

信用組合の社会的・公共的役割を正しく認識し、法令を遵守することにより信用組合の信頼性の向上を図ります。

現状においては、各種法令、業務規定、就業規則等により業務運営をしており、求められている企業倫理に応えるため次の課題に取り組み努力しております。

- ①日常業務 業務運営における既存規定、法令やルール、社会的規範について再認識して体制を整えております。
- ②教育研鑽 社会的責任とコンプライアンスの意識を持たせるため、マニュアル遵守を徹底し意識の向上を図っております。
- ③情報開示 経営情報の公正なディスクローズを行い、当組合の状況を開示することにより業域組合としての信頼性を高めます。

■苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合本店にお申し出ください。

【愛知県医療信用組合】 052-962-9569

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日を除く）受付時間：午前9時～午後5時
なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.iryoushin.com/>

紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、

愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）

受付時間：午前9時～12時、午後1時～4時30分 電話：052-451-2110

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456

■リスク管理体制

一定性的事項一

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

■信用リスクに関する事項

【リスク管理方針及び手続の概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであると認識し、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則って与信判断を行うことに努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定による債務者区分、与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先管理など、様々な角度からの分析を行っています。個別案件の審査・与信管理は、業務部が起案し、常務理事が第一義的に行い、常務会に諮ることとしています。また、決裁した案件については定例的に理事会に報告しています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」、「資産償却・引当計上基準規定」に則って債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金に当る正常先、要注意先、要管理先についてはそれぞれの債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を、個別貸倒引当金については優良担保を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。その結果は、理事会に報告するほか、監事による監査を受けています。

【標準的手法が適用されるポートフォリオに係る事項】

リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関は、(株)日本格付研究所(JCR)と(株)格付投資情報センター(R&I)及びS&Pを採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、不動産担保、保証などが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金、不動産等、保証には、人的保証、保証会社による民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「融資規定」、「不動産担保における当組合評価基準」に則って、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率算出における信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金担保、保証として地方公共団体等の保証、貸出金と自組合預金の相殺として日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」が該当します。

経営内容

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引として外国為替関連取引がありますが、仕組債の中に内包されているものであり、当組合として個別の管理は行っておりません。長期決済期間取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理方針及び手続の概要】

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、または外的事象が生ずることから当組合に生じる損失に係るリスクをいいます。

当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、オペレーショナル・リスクに係る諸規定を定めて日々の適切な業務運営に努めています。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、オペレーショナル・リスク相当額の算出については基礎的手法を採用しています。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

出資金は、上部団体となる「全国信用協同組合連合会」であり、また市場価格のない株式は、当組合のオンラインシステム管理を委託している信用組合業界出資の「信組情報サービス株式会社」であり、これらについては定期的なリスク管理を行っておりません。

店頭市場で売買される株式については、取引価格を毎月理事会へ報告・管理しております。

不動産投資信託(J-REIT)については、価格変動リスクを VaR にて把握し、毎月理事会へ報告・管理しております。

■金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に関する影響をいいます。

当組合では、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を検討する態勢を取っています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や収益及び自己資本額への影響度などを総務部が定期的（四半期毎）に計測・評価し、理事会は適宜報告を受けて、金利リスクの状況を把握するとともに、資産と負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、今後の対応について検討しています。

尚、当組合の金利感応資産及び負債は、預け金、有価証券、貸出金、預金、借入金該当します。

【金利リスク算定手法の概要】

- ・流動性預金におけるコア預金の算定および定期預金の早期解約に関する前提は、いずれも「開示告示に関するQ & A」に記載されている保守的な前提に基づいております。
 - ・コア預金の算定
 - 対 象：流動性預金
 - 算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額、のうち最小の額を上限に満期5年以内(平均2.5年)として算定しています。
 - ・定期預金の早期解約に関する前提
 - 早期解約率：34%
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の最長期間：5年
- ・複数通貨の集計方法及びその前提：保有通貨は円貨のみ
- ・スプレッドについては、割引金利には含めず、キャッシュフローに含めております。
- ・内部モデルは使用しておりません。
- ・△EVEの算出値については、他のリスクも含めた統合的リスクの観点から、当組合の自己資本と比し、問題ない水準と判断しております。

資料編

■リスク管理体制

一定量事項一

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実状況 P. 13 をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	5,951	238	5,646	225
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	5,949	237	5,644	225
(i) ソブリン向け	10	0	10	0
(ii) 金融機関向け	912	36	921	36
(iii) 法人等向け	2,074	82	1,994	79
(iv) 中小企業等・個人向け	85	3	75	3
(v) 抵当権付住宅ローン	8	0	8	0
(vi) 不動産取得等事業向け	300	12	100	4
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	173	6	172	6
出資等のエクスポージャー	173	6	172	6
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,003	40	1,003	40
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	29	1	29	1
(xi) その他	1,351	54	1,330	53
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	2	0	2	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	182	7	186	7
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	6,133	245	5,832	233

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「(xi) その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を用いています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸 出 金		債 権					
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	国 内	国 外	国 内	国 外	令和 4 年度	令和 5 年度
製 造 業	1, 802	2, 003	-	-	1, 798	1, 998	-	-	-	-
農 業、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	501	501	-	-	500	500	-	-	-	-
情 報 通 信 業	0	25	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、 郵 便 業	502	602	-	-	500	600	-	-	-	-
卸 売 業、 小 売 業	500	400	-	-	500	400	-	-	-	-
金 融 業、 保 険 業	5, 573	5, 457	-	-	1, 000	900	800	400	-	-
不 動 産 業	654	654	-	-	500	500	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	746	695	746	695	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-
国・地方公共団体等	903	902	-	-	801	801	100	100	-	-
個 人	734	726	734	726	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	32	27	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	12, 151	12, 196	1, 480	1, 421	5, 800	5, 900	900	500	-	-
1 年 以 下	4, 865	4, 535	37	22	900	400	300	-		
1 年 超 3 年 以 下	841	227	141	127	500	100	100	-		
3 年 超 5 年 以 下	1, 357	1, 728	256	327	1, 101	1, 101	-	300		
5 年 超 7 年 以 下	724	699	224	199	200	400	300	100		
7 年 超 1 0 年 以 下	1, 218	2, 052	316	343	801	1, 601	100	100		
1 0 年 超	2, 809	2, 596	503	398	2, 198	2, 198	100	-		
期間の定めのないもの	334	355	0	1	100	100	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	12, 151	12, 196	1, 480	1, 421	5, 800	5, 900	900	500		

- (注) 1. デリバティブ等のオフ・バランス取引は「金融業、保険業」において、令和4年度「10年超」7百万円、令和5年度「7年超10年以下」7百万円の残高があります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記債券の業種区分「その他の産業」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. 当組合は限られたエリアと業種を対象に事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P. 17 をご参照ください。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金				貸出金償却	
	期末残		増減額			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
医療・福祉	1	1	△0	△0	-	-
個 人	-	-	-	-	-	-
合 計	1	1	△0	△0	-	-

- (注) 1. 当組合は限られたエリアを対象に事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 当組合は限られた業種を対象に事業活動を行っているため、他の業種区分は残高がないので記載を省略しております。

経営内容

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	-	875	-	822
10 %	-	101	-	101
20 %	1,712	3,460	1,909	3,899
35 %	-	23	-	23
50 %	3,307	1	3,106	1
75 %	-	114	-	100
100 %	300	1,851	200	1,630
150 %	-	-	-	-
250 %	-	401	-	401
その他	-	-	-	-
合 計	5,320	6,830	5,217	6,979

(注)

1. 格付は、適格格付機関が付与しているもの限り「格付有り」としています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーおよび CVA リスクは含まれておりません。

■信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	0	1	100	100	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引(外国為替関連)

与信相当額の算出に用いる方式 カレント・エクスポージャー方式 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロスのアドオンの合計額	7	7
グロスの与信相当額	7	7

(注) 1. 担保による信用リスク削減手法の効果はありません。

2. 長期決済期間取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は証券化エクスポージャーに該当する資産がありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当組合はリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当する資産がありません。

経営内容

■出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	178	178	178	178
非上場株式等	0	0	0	0

(注) 店頭市場で売買される株式等は上場株式等に含まれております。

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	-	0
売却損	0	0
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	5	5

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は子会社及び関連会社に該当する会社を持ちません。

■金利リスクに関する事項

I R R B B 1 : 金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	272	246	7	8
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	272	246	8	8
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	791		778	

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的事項」の項目に記載しております。

その他

■法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の5に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

■継続企業の前提の重要な疑義

当組合は、該当ありません。

■財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月21日

愛知県医療信用組合
理事長 梶 村 豊 彦

その他業務

■為替手数料

	料 金
窓口（他行あて） 3万円未満	440 円
3万円以上	660 円
A T M（他行あて） 3万円未満	220 円
3万円以上	330 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 当組合あては無料

■自動機手数料

他の金融機関等ご利用の場合の一例	1 回
平日 18 時まで	110 円
上記以外の平日・土・日・祝日・ 12/31～1/3	220 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 月間 3 回までの手数料は、翌月 20 日に
該当口座へ返金致します。

■両替手数料

枚 数	料 金
1 枚 ～ 100 枚	無 料
101 枚 ～ 500 枚	330 円
501 枚 ～ 1,000 枚	440 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。
2. 1,001 枚以上は 500 枚毎に 220 円を加算して
申し受けます。

■その他手数料

種 類	項 目	金 額
各 種 証 明 書	預金残高証明書	220 円
	融資残高証明書	220 円
	住宅取得控除証明書	220 円
再発行手数料	通帳再発行手数料	550 円
	キャッシュカード再発行手数料	550 円
	出資証券再発行手数料	550 円
小切手等入金	窓口小切手入金手数料 (1 枚あたり)	440 円

(注) 1. 手数料には消費税が含まれております。

■内国為替取扱実績

(単位:千円)

	令和 4 年度末		令和 5 年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
他の金融機関向け	7,313	3,864,384	6,325	3,694,716
他の金融機関から	6,463	4,094,943	6,485	3,738,905

その他業務

■主要な事業の内容

○預金のご案内

種 類	お預入れ期間	お預入れ金額	しくみと特色
総合口座	いつでも 出し入れ自由	1 円以上	出し入れ自由の普通預金、お利息の有利な定期預金、イザという時の自動融資、融資額は定期預金の 90% (最高 200 万円) までご利用いただけます
普通預金	いつでも 出し入れ自由	1 円以上	出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけます
決済用預金	いつでも 出し入れ自由	1 円以上	預金保険で全額保護されております 無利息の預金です
積立定期預金	6 ヶ月以上	1, 000 円以上	積立型定期預金で満期日の 3 ヶ月前まで預入可能です
スーパー定期	1 ヶ月以上 5 年以内	1, 000 円以上	まとまった資金をお得な利回りで運用できます。
期日指定 定期預金	1 年以上 3 年以内	1, 000 円以上 300 万円未満	利息が利息を生む、1 年複利のお得な預金です

○融資のご案内

〈手数料・保証料不要〉

金 額……………最高限度 1 億 2 千万円

期 間……………最長 3 5 年まで (資金用途等によりご相談)

※歯科医師会入会金融融資、連帯保証人不要のマイカーローン、教育ローン、フリーローンも取扱っております。

○その他のサービスのご案内

為替サービス……………全国銀行内国為替制度により、即日資金の受送金ができます。
手数料については、手数料のご案内をご覧ください。

キャッシュサービス……キャッシュカードを利用して当組合始め、全国の加盟金融機関およびコンビニ等でお引き出しができます。郵便局と一部提携金融機関等では、キャッシュカードによるご入金も出来ます。
手数料については、手数料のご案内をご覧ください。

通帳記入……………医療信の店頭・A T Mでは勿論のこと、全国の信用組合（一部を除く）の A T Mにおいて、通帳記入（普通預金）ができます。

その他

■ 総代会の機能について

【総代会について】

- (1) 総代会は、組合員のうちから選ばれた総代によって構成され、招集を受けて決議または選挙の方法により組合の意思を決定する最高意思決定機関であり、かつ組合の必須の機関であります。
- (2) 通常総代会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回（事業年度終了後3月以内）招集されます。総代会の議決事項には、計算書類等の承認、次年度の事業計画、収支予算案の承認、役員の選任、定款の変更等があります。

なお、通常総代会ほか、必要があるときは臨時総代会を何時でも招集できることになっております。

【総代の選出について】

- (1) 総代の選出は、46地区ごとに行います。各地区に3名以内の選考委員をおきます。
理事長は理事会の議決により選考委員を委嘱すると共にその氏名を掲示場に掲示します。
- (2) 選考委員は、掲示のあった日から2週間以内に総代を選出し理事長に報告します。
- (3) 理事長は全地区の報告がすべて終わったときは、直ちに総代の氏名を掲示場に掲示します。
- (4) 各地区の組合員数に応じて総代数を決定します。総代の定数は120人となっています。

【第62期通常総代会の報告】

令和6年6月20日(木)11時00分から愛知県歯科医師会館 歯〜とぴあホールにおいて、第62期通常総代会が開催され、総代119名のうち105名（うち委任状出席42名）が出席。2議案について審議が行われ、全ての議案が承認されました。

○報告事項

- (1) 監査報告
- (2) 第62期事業報告

○議決事項

- 第1号議案 第62期計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）承認の件
第2号議案 第63期事業計画および収支予算案承認の件

■ 総代の地区別定数

（令和5年6月総代会翌日から令和7年6月総代会まで）

地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数	地区名	定数
名古屋市千種区	4	名古屋市熱田区	1	東海市	2	安城市	3
名東区	4	中川区	4	愛豊	4	西尾市	3
東区	2	南区	2	尾張旭市	2	豊田加茂	6
北区	3	緑区	4	尾北	3	知立市	1
守山区	2	一宮市	4	犬山扶桑	1	田原市	1
西区	3	瀬戸	3	海部	3	新城	1
中村区	3	半田	2	稲沢市	2	北設楽郡	1
中区	4	春日井市	4	豊橋市	5	蒲郡市	1
港区	2	津島市	1	岡崎	4	岐阜県	1
昭和区	2	小牧市	3	豊川市	3	三重県	1
天白区	3	西春日井	2	碧南	1		
瑞穂区	2	知多郡	4	刈谷市	3		

* 総代氏名等については愛知県歯科医師会館内の当組合に掲示してあります。

その他

■報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、基本報酬、手当、退職慰労金で構成されています。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬】

全役員の基本報酬、手当につきましては、総代会において、理事及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、当組合の理事会において決定しております。監事につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、役員退職慰労金規程において、算出基準額、支給率を定めております。

（2）役員に対する報酬

（単位：千円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	13,320	20,000
監 事	1,552	3,000
合 計	14,872	23,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事4名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事643千円、監事814千円であります。役員賞与金はありません。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

注2. 「同等額」は、令和5年度に常勤役員に支払った報酬等としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

索引

ごあいさつ	1	43 貸出金使途別残高 *	17
【概況・組織】		44 貸出金業種別残高・構成比 *	17
1 事業方針	2	45 預貸率(期末・期中平均) *	16
2 事業の組織 *	2	46 消費者ローン・住宅ローン残高	取扱いなし
3 役員一覧		47 代理貸付残高の内訳	取扱いなし
(理事及び監事の氏名・役職名) *	3	48 職員1人当り貸出金残高	16
4 店舗一覧		49 1店舗当り貸出金残高	16
(事務所の所在地) *	3	【有価証券に関する指標】	
5 自動機器設置状況	3	50 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
6 営業地区と対象者	3	51 有価証券の種類別平均残高 *	17
7 組合員数	3	52 有価証券種類別残存期間別残高 *	17
8 子会社の状況	該当なし	53 預証率(期末・期中平均) *	16
【主要事業内容】		【経営管理体制に関する事項】	
9 主要な事業の内容 *	31	54 法令遵守の体制 *	20
10 信用組合の代理業者*	取扱いなし	55 リスク管理体制 *	22. 23. 24
【業務に関する事項】		資料編	24. 25. 26. 27. 28
11 事業の概況 *	4	56 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	21
12 経常収益 *	12	【財産の状況】	
13 業務純益	11	57 貸借対照表、損益計算書、	
14 経常利益 *	12	剰余金処分計算書 *	5. 6. 7. 8. 9. 10. 11
15 当期純利益 *	12	58 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再	
16 出資総額、出資総口数 *	12	生法開示債権の保全・引当状況 *	18
17 純資産額 *	12	59 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	13. 14
18 総資産額 *	12	60 有価証券、金銭の信託等の評価 *	14. 15
19 預金積金残高 *	12	61 外貨建資産残高	取扱いなし
20 貸出金残高 *	12	62 オフバランス取引の状況	15
21 有価証券残高 *	12	63 先物取引の時価状況	取扱いなし
22 単体自己資本比率 *	12	64 オプション取引の時価情報	取扱いなし
23 出資配当金 *	12	65 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	17
24 職員数 *	12	66 貸出金償却の額 *	17
【主要業務に関する指標】		67 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について #	29
25 業務粗利益及び業務粗利益率 *	11	68 会計監査人による監査 *	29
26 資金運用収支、役務取引等収支		【その他の業務】	
及びその他業務収支 *	11	69 内国為替取扱実績	30
27 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、		70 外国為替取扱実績	取扱いなし
利息、利回り、資金利鞘 *	12	71 公共債窓販実績	取扱いなし
28 受取利息、支払利息の増減 *	11	72 公共債引受額	取扱いなし
29 役務取引の状況	11	73 手数料一覧	30
30 その他業務収益の内訳	16	【その他】	
31 経費の内訳	11	74 当組合の考え方	2
32 総資産経常利益率 *	12	75 沿革・歩み	3
33 総資産当期純利益率 *	12	76 継続企業の前提の重要な疑義 *	29
【預金に関する指標】		77 総代会について #	32
34 預金種目別平均残高 *	16	78 報酬体系について #	33
35 預金者別預金残高	16	79 地域貢献 #	19
36 財形貯蓄残高	取扱いなし	80 地域密着型金融の取組状況 #	該当なし
37 職員1人当り預金残高	16	81 中小企業の経営改善及び地域の活性化のため	
38 1店舗当り預金残高	16	の取組状況 *	19
39 定期預金種類別残高 *	16	82 「経営者保証に関するガイドライン」への対応 #	20
【貸出金等に関する指標】		83 マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡	
40 貸出金種類別平均残高 *	17	散金融対策に係る対応方針	20
41 貸出金金利区分別残高 *	17		
42 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	17		

各開示項目は、上記のページに記載しております。なお、* 印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、# 印は「監督指針の要請」に基づく開示項目です。